別 紙 2

いきいきふるさと推進事業助成金に係る宝くじ広報表示マニュアル

1　宝くじ広報表示の目的

いきいきふるさと推進事業助成金は、サマージャンボ宝くじ（市町村振興宝くじ）の収益金を原資として、市町村が実施する各種ソフト事業に対して助成金を交付しています。

しかし、近年は宝くじの販売額が低迷していることから、本助成制度の維持・継続には、安定的な収益金の確保に向け、宝くじ購買者である地域住民の理解の促進を図ることが極めて重要です。

このため、本助成金の交付を受けて実施するソフト事業については、事業実施主体である市町村や実行委員会等が、事業成果品等にサマージャンボ宝くじの広報宣伝を記載する旨を、いきいきふるさと推進事業助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第１３条で規定しています。

2　広報表示の例文

申請事業の実施形態等を勘案し、適した例文を使用してください。（フォント指定はありません）

【例文１】　**※推奨**

この事業はサマージャンボ宝くじの収益金を活用して実施しています。

【例文２】

この△△（例：パンフレット等）はサマージャンボ宝くじの収益金を活用して作成しています。

【例文３】

この事業は公益財団法人北海道市町村振興協会（サマージャンボ宝くじの収益金）の助成を受けて実施しています。

【例文４】

この△△（例：パンフレット等）は公益財団法人北海道市町村振興協会（サマージャンボ宝くじの収益金）の助成を受けて作成しています。

【例文５】

サマージャンボ宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに活用されています。

3　広報表示の記載対象

⑴　イベント事業

来場者等に効果的に広報することができるよう、ポスターやパンフレットの分かりやすい位置に広報表示を必ず記載してください。

また、サマージャンボ宝くじの発売期間中に実施する事業は、イベント会場に市町村に配布している販売促進ポスター等を掲示する等の対応をお願いします。

⑵　研修事業

研修参加者に効果的に広報ができるよう、研修資料等に広報表示を必ず記載してください。

⑶　広報宣伝・情報通信事業

作成する印刷物（ポスター、パンフレット、その他の印刷物）やデジタルデータ（ホームページ、画像、動画、映像等）の分かりやすい位置に広報表示を必ず記載してください。

⑷　試験研究事業

成果報告書等の印刷物の分かりやすい位置に広報表示を必ず記載してください。

⑸　共通事項（市町村広報誌等による広報）

市町村が発行する広報誌等で事業を紹介する際には、事業成果品と同様に例文及び宝くじマスコット「クーちゃん」の表示を必ず記載してください。

４　宝くじマスコット「クーちゃん」の表示について

上記例文とともに、宝くじマスコット「クーちゃん」（Ａ又はＢ）を必ず表示してください。

◆　いずれもカラーで使用する場合は、画像データの色を改変しないこと
◆　サイズを変更する場合は、縦横比率を改変しないこと
◆　最小使用サイズは 20mm とすること（印刷物のサイズやレイアウト、成果品の素材等の事情により、物理的・経費的にやむを得ないと判断される場合は、その限りではない）。

パターンＡ

パターンＢ

※　画像データは、助成申請時の様式データ集に添付しています。

５　その他

⑴　助成決定前に実施する事業について

助成決定前に事業に着手する等、当協会がやむを得ないと判断する事情により、例文１～４の表示を行うことができない場合には「例文５」の表示を記載するか、イベント会場で市町村に配布している販促ポスターを掲示したり、販促資材を配布したりする等の対応をお願いします。

⑵　成果品への広報表示について

事業成果品には原則として、必ず広報表示を記載・表示する必要があります。特にイベントの参加者や住民、観光客等により効果的にＰＲを行うことができるポスターやパンフレット等には、印刷・製本の段階から必ず広報表示を記載してください。

⑶　不適切な事例について

印刷物等の成果品を作成した時点で広報表示を行わず、実績報告書に添付した成果品のみに広報表示を貼付し、適正にＰＲを行った旨の報告を行う事例が散見されます。こうした不適切な取扱いが判明した場合、交付要綱第９条３項で規定する「助成事業実績報告書に必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をしたと認められる場合」に該当すると判断し、助成決定の一部又は全部を取消すほか、当該市町村が最長５年間、本助成金の交付が受けられなくなります。

６　サマージャンボ宝くじ広報表示に係るＱ＆Ａ

Ｑ１：広報表示を行わなかった場合はどうなるのか。
Ａ１：本助成金は、サマージャンボ宝くじの収益金を原資として、市町村が実施するソフト事業を対象に交付しています。正当な理由がなく、広報表示を行わなかった場合、助成金を交付しない場合があります。また、次年度以降の助成申請も不採択とする場合があります。
Ｑ２：広報宣伝事業でポスター、パンフレット、クリアファイル、うちわ、Ｔシャツなど約２０種類の広報資材を作成した。すべての資材に広報表示は必要なのか。
Ａ２：すべての広報資材に表示する必要はありませんが、配布対象者に対して、最も効果的にサマージャンボ宝くじの広報宣伝を行うことができると考えられるものに表示してください。
Ｑ３：「サマージャンボ」を略して「宝くじ」だけの表示でもいいのか。
Ａ３：不可。「サマージャンボ宝くじ」と表示してください。
Ｑ４：他の団体（企業）からも助成金（協賛金）の交付を受けている。サマージャンボ宝くじだけの広報表示はできない。
Ａ４：本助成金を活用して事業を実施する場合、例外なく広報表示が必要であり、例外は認めない。
Ｑ５：サマージャンボ宝くじの販売は営利事業ではないのか。営利事業の広報宣伝はできない。
Ａ５：営利事業ではありません。発売収益金は市町村の振興を支援する事業に活用しています。
Ｑ６：他の宝くじ（年末ジャンボ宝くじ等）のＰＲはしなくてもいいのか。
Ａ６：本助成金を活用して事業を実施する場合は「サマージャンボ宝くじ」のＰＲをお願いします。
Ｑ７：印刷物等の目立たない場所（奥付等）に記載さえしてあれば問題ないのか。
Ａ７：広報表示には該当しないと判断し、上記Ａ１と同様の取扱いをする場合があります。

注　意　!!　広報表示等の不適切な取扱いについて

広報表示を怠る事例や、印刷物等の成果品に事業実施主体の名称が記載されていない、他団体の名称を記載している等の問題事例が散見されます。こうした事例に対しては、当該成果品に係る支出を助成対象外経費として取扱う、事業に対する助成決定を取消す等の措置を講じる場合があります。

①冊子・ポスター・パンフレット等の取扱いについて（市町村主催のイベントを想定）

○　正しい広報表示等（イメージ）

・事業実施主体（町）の主催であることを明記している

・サマージャンボ宝くじの広報表示を正しく記載している

×　不適切な広報表示等（イメージ）

・事業実施主体ではない他団体の名称を記載している

・サマージャンボ宝くじの広報表示が無い
・事業と無関係な告知を記載している

・市町村が主体的に関与する実行委員会等が事業実施主体である場合は、主催者として実行委員会の名称を明記
・市町村が事業者等に事業の実施を委託する場合は、主催者は市町村となる。（主催者≠委託業者）であることに留意

②その他の不適切な取り扱い事例について

・広報表示を過度に縮小したため外見からは判読できない！

・印刷物裏面や冊子の奥付等、外見からは見えない場所に広報表示を掲載している！

・実績報告時の提出成果品のみに紙やテプラ等で広報表示を後付けで貼付。実際には表示を行っていない！

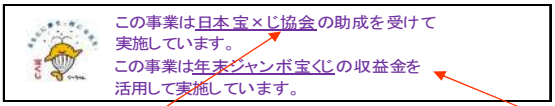

・本助成金とは関係の無い団体や他の宝くじの名称等を記載している！

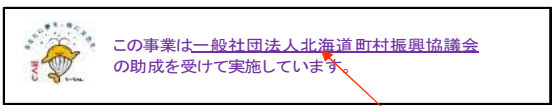

・当協会の名称を誤っている！